

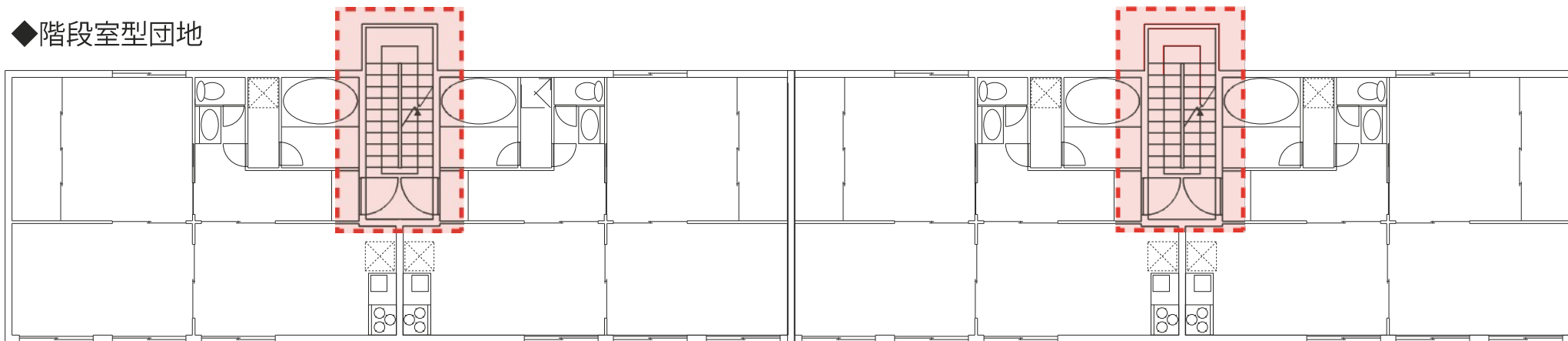
◆階段室型団地とは

1981(昭和56)年5月31日以前に着工した住宅については、新耐震基準を満たすことがわかる耐震基準適合証明書などの書類の提出が必要です。ただし、転居後の住居が、階段室型団地(5階建て以下の団地)の場合は、補助対象として取り扱い、耐震基準を示す書類の提出は不要とします。

階段室型団地とは、5階建て以下の鉄筋コンクリート造の各住戸が階段室に直面している団地です。補助申請の際、「建物のベランダ側と玄関側の外観写真」または「対象住宅の登記記録全部事項証明書」と「団地の平面図」を提出してください。

【図面 例】

◆階段室型団地



◆対象とはならない

